

○緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について（通達）

令和 5 年 8 月 2 9 日

福岡県警察本部内訓第 1 9 号

本部長

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について（通達）

この度、緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領を下記のとおり制定し、9 月 1 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、緊急通行車両の事前届出・確認手続要領の制定について（平成 7 年福岡県警察本部内訓第 3 3 号。以下「旧内訓」という。）は、廃止する。

また、この内訓の施行の際旧内訓その他別に定めるところにより作成した様式で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した様式とみなす。

記

第 1 趣旨

この内訓は、大規模災害に伴う交通規制の実施に関する規程（令和 5 年福岡県公安委員会規程第 1 1 号。以下「規程」という。）第 1 9 条の規定に基づき、公安委員会が行うべき災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱いその他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語

この内訓において使用する用語の意義は、災対法、災対法施行令、災害対策基本法施行規則（昭和 3 7 年総理府令第 5 2 号。以下「災対法施行規則」という。）及び規程において使用する用語の例による。

第 3 緊急通行車両であることの確認の対象となる車両の取扱い

1 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

（1） 災対法第 5 0 条第 1 項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

- カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

(1) に該当する車両であって、かつ、指定行政機関及び指定地方行政機関、地方公共団体その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策を実施する機関（以下「指定行政機関等」という。）の長若しくは責任を有する者が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両

2 確認手続に係る留意事項

警察本部長は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う場合は、次の点に留意するものとする。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、次に掲げる者とする。

- ア 指定行政機関等の長又は責任を有する者
- イ 指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者
- ウ 契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）の長（以下「交通規制課長」という。）、同部交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の長（以下「交通機動隊長」という。）、同部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）の長（以下「高速道路交通警察隊長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）は、緊急通行車両であることの確認をした場合は、標章及び証明書を申出を行った者（以下「申出者」という。）に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、緊急通行車両確認

証明書交付簿（様式第 1 号）を交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理並びに標章及び証明書の交付の事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

（３） 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号及び有効期限を記入するものとする。この場合において、左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する 16 桁の番号（以下「交付番号」という。）を次のとおり記入するものとする。

（ア） 16 桁の数字のうち左から 1 桁目及び 2 桁目

交付した年度（西暦）の下 2 桁とする。

（イ） 16 桁の数字のうち左から 3 桁目から 8 桁目まで

交付場所（所属等）の 6 桁とする。この場合において、警察本部及び警察署にあっては警察共通基盤システム等の対象業務に使用する共通コード表（都道府県（方面）本部課・室等別コード及び警察署別コード）を、交通検問所にあつては原則として当該検問所の位置を管轄する警察署別コードを付すこととする。

（ウ） 16 桁の数字のうち左から 9 桁目及び 10 桁目

交通検問所を区分する場合の 2 桁とし、都道府県警察が定める数字を付すこととする。ただし、交通検問所以外は「00」とする。

（エ） 16 桁の数字のうち左から 11 桁目

災対法に基づく緊急通行車両及び規制除外車両、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）に基づく緊急輸送車両並びに原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づく緊急通行車両及び規制除外車両（以下これらを「緊急通行車両等」という。）の種別の 1 桁とし、次表のとおりとする。

なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すものとする。

緊急通行車両等の種別	11 桁目
災対法に基づく緊急通行車両	1
災対法に基づく規制除外車両	2

大震法に基づく緊急輸送車両	3
原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両	4
原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両	5

(オ) 16桁の数字のうち左から12桁目から16桁目まで

年度ごとに付す5桁の一連番号とする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 車両の用途欄

原則として1(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 活動地域欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策に当たることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 備考欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

ア 災対法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を同時に受け、かつ、有効期限が同じとなる場合は、証明書の車両の用途欄に、それぞれ該当する1(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法第2条第3項に規定される国民の保護のための措置）のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることが出来るものとする。

イ 先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認の申

出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、アの取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることができるものとする。

(5) 知事との調整

交通規制課長は、緊急通行車両であることの確認並びに標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

3 災害発生前の緊急通行車両の確認手続

(1) 申出先

交通規制課長又は署長は、災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、交通規制課又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署（福岡県内に限る。）において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式3。以下「申出書」という。）

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証（以下「車検証等」という。）の写し

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・関係団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを併せて添付させる。）

(ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

ウ 留意事項

イの書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意するものとする。

エ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の番号標に表示されている番号欄に複数台分の番号を記載して申出書を1通とするこ

とができるものとする。この場合において、イの（イ）又は（ウ）の書類について重複する内容のものは、1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができるものとする。

（３） 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

ア 交通規制課長又は署長は、令和５年８月３１日までの従前の規定により緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、届出済証の提示を求めて内容を確認するものとする。

イ （２）の規定は、届出済証の交付を受けている車両の緊急通行車両であることの確認の申出に必要な書類について準用する。この場合において、当該届出済証を受けるに当たって提出されている緊急通行車両等事前届出書の添付書類に（２）イに該当する内容が含まれる場合は、既に添付書類が交通規制課長又は署長に提出されていることから添付書類を改めて提出することは不要とすることができる。

（４） 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して５年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関、関係団体等から指定行政機関等が調達する車両について、指定行政機関等の長又は責任のある者との輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されている場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から起算して５年未満であるときは、原則として当該満了日を標章及び証明書の有効期限とする。

４ 災害発生時等の緊急通行車両の確認手続

（１） 申出先

交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、交通規制課、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。この場合において、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察に限られるものではないことに注意すること。

（２） 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

3（2）イ（ア）及び（イ）の規定は、災害発生時等の緊急通行車両の確認手続における添付書類について準用する。

ウ 事務の合理化

3（2）エの規定は、災害発生時等の緊急通行車両の確認手続における事務の合理化について準用する。

（3） やむを得ない事由により添付書類を省略する場合

社会通念上やむを得ない事由があると認める場合であって添付書類を省略するときは、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

（4） 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

ア 交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

イ （2）の規定は届出済証の交付を受けている車両の確認の申出に必要な書類について、

3（3）イの規定は届出済証の交付を受けている車両の確認の申出に必要な添付書類の取扱いについて準用する。

（5） 標章及び証明書の有効期限

3（4）の規定は、災害発生時等の緊急通行車両の確認の申出における標章及び証明書の有効期限について準用する。

5 確認後の各種手続

（1） 標章及び証明書の記載事項変更

ア 交通規制課長又は署長は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（災対法施行規則別記様式第6）及び変更した事項を確かめる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

イ アの場合における標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐものとする。

（2） 標章及び証明書の再交付

ア 交通規制課長又は署長は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証

明書とともに緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書（災対法施行規則別記様式第7）を提出させ、新しい標章及び証明書に新たな交付番号を記載して申出者に交付するものとする。この場合において、亡失、滅失、汚損又は破損に係る緊急通行車両確認証明書交付簿の備考欄に再交付の年月日を記載するものとする。

イ アの場合における標章及び証明書の有効期限は、再交付前のものを引き継ぐものとする。

（3） 標章及び証明書の返納

交通規制課長又は署長は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合又はその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書の交付を受けた交通規制課長又は署長に返納させるものとする。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。この場合において、亡失した標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄に返納年月日を記載するものとする。

6 交通検問所における緊急交通路の通行手続

交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきた場合は、標章の交付番号、登録（車両）番号及び有効期限を確認するとともに、証明書の提示を求めて番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。この場合において、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等を確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握及び管理に資するため、緊急交通路通行車両管理簿（様式第2号）に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

7 指定行政機関等に対する指導等

（1） 交通規制課長は、指定行政機関等に対して、緊急通行車両であることの確認の申出に係る確認手続、標章及び証明書の記載事項変更、再交付及び返納の手続、標章及び証明書の一体的な保管等についての指導を行うものとする。

（2） 交通規制課長は、新規の届出済証の交付は行わないこととなるところ、既に届出済証の交付を受けている者に対し、可能な限り災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けるよう周知を図るものとする。

第4 規制除外車両の取扱い

1 事前届出の対象とする車両

(1) 交通規制課長又は署長は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の車両の番号標を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないものとする。

2 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

第3の3（1）の規定は、規制除外車両の事前届出先について準用する。また、規制除外車両の事前届出については、警察庁、福岡県又は福岡県警察が整備するシステムを使用した申請についても受理するものとする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

(ア) 規制除外車両事前届出書（様式第3号）

(イ) 添付書類

a 車検証等の写し

b 次のいずれかの書類

(a) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し

(b) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し

(c) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）であることを確認することができる写真（車両の番号標及び車両の構造又は装置が確認できるも

の)

- (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができ、車両の番号標及び車両の形状が確認できる写真（重機輸送用車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のもの）

(2) 規制除外車両の事前届出の受理等

交通規制課長又は署長は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を受理するものとする。

ア 署長は、事前届出の申請がなされた場合は、届出に係る書類が整っているかを確認した上で受理し、規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）（様式第4号。以下「届出済証交付簿」という。）に必要事項を記載の上、（1）ウに規定する事前届出の際に必要な書類を速やかに交通規制課長に送付するものとする。

イ 交通規制課長は、自ら事前届出を受理し、又はアの規定により署長から事前届出の際に必要な書類の送付を受けた場合は、当該車両が事前届出の対象車両に該当するかの審査を行うものとする。

(3) 除外届出済証の交付

ア 交通規制課長は、規制除外車両に該当すると認めたものについては、届出済証交付簿に必要事項を記載の上、規制除外車両事前届出済証（様式第3号。以下「除外届出済証」という。）を申出者に交付するものとする。

イ 署長が受理した事前届出については、当該署長が交通規制課長から除外届出済証の送付を受け、当該署長が除外届出済証を申出者に交付するものとする。

(4) 除外届出済証の再交付

ア 交通規制課長又は署長は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があった場合は、（1）ウの書類のうち必要なものの提出を受け、除外届出済証の再交付の受理をするものとする。

イ 署長は、再交付の申出を受けた場合は、届出に係る書類が整っているかを確認した上でこれを受理し、当該書類を交通規制課長に送付するものとする。

ウ 交通規制課長は、自ら再交付の申出を受理し、又は署長から再交付の申出に係る書類の送付を受けた場合は、規制除外車両に該当すると認めたものについて、記載内容の変

更等に係る届出済証交付簿に再交付した理由及び再交付年月日を記載するとともに、右上部に「再」と朱書きした除外届出済証を当該申出者に交付するものとする。

エ 署長が受理した再交付の申出については、当該署長が交通規制課長から再交付する除外届出済証の送付を受け、申出者に交付するものとする。

(5) 除外届出済証の返納

ア 交通規制課長又は署長は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合又はその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させるものとする。

イ 署長は、除外届出済証の返納を受けた場合は、返納を受けた除外届出済証を交通規制課長に送付するものとする。

ウ 交通規制課長は、自ら返納を受けた除外届出済証又は署長から送付を受けた除外届出済証については、復元できない方法により廃棄するとともに、必要事項を届出済証交付簿に記載するものとする。

(6) 事前届出をした者等に対する指導等

交通規制課長又は署長は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の車検証等との一体的な保管等についての指導を行うものとする。

3 災害発生時等における事前届出車両の確認

(1) 第3の4(1)の規定は、災害発生時等における事前届出車両の確認の申出先について準用する。

(2) 交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書(様式第5号。以下「除外申出書」という。)の提出を求めた上で規制除外車両確認証明書(様式第6号。以下「除外証明書」という。)に必要事項を記載させるものとする。

(3) 交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、規制除外車両であることの確認を行った場合は、標章及び除外証明書を交付するものとする。

(4) 第3の2(3)の規定は、災害発生時等における標章及び除外証明書の記載事項について準用する。この場合において、除外証明書の車両の用途欄については、原則として第3の1に掲げる車両の用途から該当する内容を記入するものとする。

(5) (3)の場合において、交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は

署長は規制除外車両確認証明書交付簿（様式第7号）を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理及び除外証明書の交付の事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

（6） 標章及び証明書の有効期限については、警察庁が特に指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。

（7） 交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合は、既に交付されている除外届出済証を提示させ、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

（8） 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の車両の番号標を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないものとする。

（9） 第3の6の規定は、交通検問所における規制除外車両の通行手続について準用する。

4 事前届出車両以外の車両に係る確認等

（1） 第一局面

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行うものとする。

ア 申出先

第3の4（1）の規定は、事前届出車両以外の車両の確認の申出先について準用する。

イ 必要な書類

事前届出車両以外の車両の確認に必要な書類は、除外申出書及び1（1）アからエまでに応じた2（1）ウ（イ）b（a）から（d）までに掲げる書類の提出を受けるものとする。

ウ 標章及び証明書の交付

3（3）の規定は、事前届出車両以外の車両に係る標章及び証明書の交付について準用する。

エ 標章及び証明書の記載事項

3（4）の規定は、事前届出車両以外の車両に係る標章及び証明書の記載事項について準用する。

オ 交付に係る処理経過

3（5）の規定は、事前届出車両以外の車両に係る標章及び証明書の交付に係る処理

経過について準用する。

カ 標章及び証明書の有効期限

3（6）の規定は、事前届出車両以外の車両に係る標章及び証明書の有効期限について準用する。

（2） 第二局面

順次、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行うものとし、この場合においても、除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付するものとする。

第5 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定による確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定による確認及び国民保護法施行令第39条の規定による災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認等を行う場合は、第3及び第4の規定を準用する。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、この限りでない。

1 標章及び証明書の交付

（1） 交付に係る処理経過

交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、緊急輸送車両確認証明書交付簿（様式第8号）を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理並びに標章及び証明書の交付の事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

（2） 輸送人員又は品名欄

緊急輸送車両確認申出書（大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第6）の輸送人員又は品名欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載するものとする。

（3） 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と大震法第9条による警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられる前における大震法施行令による緊急輸送車

両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたものとして、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として1枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付するものとする。

(4) 標章及び証明書の記載事項変更及び再交付

標章及び証明書の記載事項変更にあつては緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書（大震法施行規則別記様式第9）を、再交付にあつては緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書（大震法施行規則別記様式第10）を用いるものとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長又は署長は、警戒宣言に係る地震が発生した場合は、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定による緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすものとする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定による規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定による交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は考えられないことに留意し、第4の規定は適用しない。

第6 その他

交通規制課長は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続、災害発生時等の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

第7 関係書類の保存

- 1 交通規制課及び警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
規制除外車両確認申出書綴	規制除外車両確認申出書	継（用廃）
規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）綴	規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）	
規制除外車両確認証明書交付簿綴	規制除外車両確認証明書交付簿	

緊急通行車両確認申出書綴	緊急通行車両確認申出書	5 年
緊急通行車両確認証明書交付簿綴	緊急通行車両確認証明書交付簿	
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書綴	緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書綴	緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書	
緊急交通路通行車両管理簿綴	緊急交通路通行車両管理簿	
緊急輸送車両確認申出書綴	緊急輸送車両確認申出書	
緊急輸送車両確認証明書交付簿綴	緊急輸送車両確認証明書交付簿	
緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	

2 交通機動隊及び高速道路交通警察隊に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
規制除外車両確認申出書綴	規制除外車両確認申出書	継（用廃）
規制除外車両確認証明書交付簿綴	規制除外車両確認証明書交付簿	
緊急通行車両確認申出書綴	緊急通行車両確認申出書	5 年
緊急通行車両確認証明書交付簿綴	緊急通行車両確認証明書交付簿	
緊急交通路通行車両管理簿綴	緊急交通路通行車両管理簿	
緊急輸送車両確認申出書綴	緊急輸送車両確認申出書	
緊急輸送車両確認証明書交付簿綴	緊急輸送車両確認証明書交付簿	
緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	
緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書綴	緊急輸送車両確認標章・証明書再交付申出書	

[illegible][illegible][illegible]

様式第1号(第3の2関係)

緊急通行車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用 者氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		
. .			. .		

(A4)

様式第2号(第3の6関係)

緊急交通路通行車両管理簿				確認場所	
通行年月 日時	番号標に表示さ れている番号	車両の使用者 氏名又は名称	活動地域	交付番号	備考
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

備考

- 1 備考欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく緊急通行車両の場合には、当該車両の用途について次の区分の記号を記載するものとする。
 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ク 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 その他の法令に基づく緊急通行(輸送)車両や規制除外車両については、その旨及び車両の用途の概要を記載すること。

(A4)

様式第3号(第4の2関係)

災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 福岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 応 急 対 策 用 第 号 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)		
車両の 使用者	住 所	(電話)
	氏名又は 名称	
活動地域		
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を 疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本 部又は警察署に提出してください。		
(注) 1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、原子力災害対策特別措置 法(平成11年法律第156号)又は武力攻撃事態等における国民の保護 のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく交通規 制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察本部、 警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損 し、若しくは破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け 出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		

(A4)

様式第4号(第4の2関係)

規制除外車両事前届出受理簿(届出済証交付簿)

受理(交付)番号	番号標に表示されている番号	車両の使用者氏名又は名称	交付年月日	備考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

(A4)

様式第5号(第4の3関係)

福岡県公安委員会 殿		
年 月 日		
規制除外車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

(A4)

様式第6号(第4の3関係)

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
福岡県公安委員会 印		
番号標に表示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は 名称	
有効期限		
備考		

(A4)

様式第7号(第4の3関係)

規制除外車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者 氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		

(A4)

様式第8号(第5の1関係)

緊急輸送車両確認証明書交付簿

受理年月日	番号標に表示されている番号	車両の使用者 氏名又は名称	交付年月日	交付番号	備考
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		
・ ・			・ ・		

(A4)